

本巢市母子保健計画策定業務（第3次） 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、本巢市母子保健計画（第3次）策定業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 本巢市母子保健計画策定業務（第3次）（健委第28号）
- (2) 業務内容 別紙「本巢市母子保健計画（第3次）策定業務仕様書」のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結日から令和7年3月25日まで
- (4) 業務価格の上限 本業務に係る概算業務価格の上限は以下のとおりとします。
2,761,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 公示の日において、本巢市契約規則第21条第2項に定める指名競争入札有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書の提出日において、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 平成26年4月1日以降に県内自治体又はその外の公共団体が発注した母子保健計画策定支援業務を履行した実績があり、その業務等に精通した者を業務主任者として従事させることができること。

4. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類の記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 審査会に参加しなかった場合。

5. 募集スケジュール

- (1) 公告 **令和6年4月24日(水)**
- (2) 質問の受付 **令和6年4月30日(火) 午後5時まで**

本プロポーザルに関する質問は「質問書(様式5)」に記入し、電子メールにて提出してください。提出後は速やかに事務局へ電話にて到着確認をしてください。

 - ・提出先メールアドレス motosu-hc@city.motosu.lg.jp
 - ・到着確認電話番号 0581-34-5028(事務局直通)

なお、回答が必要と判断される事項は、**令和6年5月2日(木)**までに本市ホームページで公表(事業者名非公開)します。質問の回答内容は本実施要領及び仕様書の追加、修正として取り扱います。
- (3) 参加表明書等の受付 **令和6年5月10日(金) 午後5時必着**

本委託の受託を希望する事業者は、事務局へ次の1)~3)を各1部を提出してください(郵送または持参による)。

なお、持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は期限内に必着するように、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により提出してください。

参加の可否については**令和6年5月15日(水)**に郵送にて通知します。

 - 1) 参加表明書(様式1)
 - 2) 会社概要(任意様式)、担当者の経歴等について簡潔に記載したもの(パンフレット等で代用することも可とします。)
 - 3) 会社業務実績調書(様式2)
- (4) 企画提案書等応募書類提出期限 **令和6年5月22日(水) 午後5時必着**

本委託の受託を希望する事業者は、「7. 企画提案書等応募書類」を事務局に提出してください(郵送または持参による)。

なお、持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は期限内に必着するように、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により提出してください。
- (5) 1次審査：書類審査 **令和6年6月5日(水) 予定**

提出を受けた企画提案書を基に審査し、2次審査対象者を選定します。また、応募者少数の場合は、書類審査を省略し2次審査(プレゼンテーション)を行います。

審査結果については書類により通知します。なお、選定した者のみに審査結果とあわせ2次審査の実施について通知します。(令和6年6月7日(金) 予定)
- (6) 2次審査：プレゼンテーション **令和6年6月19日(水) 予定**

市職員で構成する審査会において、1事業者30分程度(説明20分、質疑10分)のプレゼンテーションを実施します。参加者は1事業者3名以内とさせていただきます

い。

なお説明は、受託後、本業務に主として従事する者が行ってください。

審査については、「審査表」(別添)の審査基準に基づき採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募所を契約候補者として選定し、次に高いものを次点候補者として選定します。同点の場合は審査委員長が決定を行います。なお、参加者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準を満たしていないと判断した場合は受託候補者として選定されません。

(7) 選定結果通知 **令和6年6月26日(水) 予定**

審査結果の通知は、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査および選定結果についての異議は認めません。

(8) 契約について **令和6年7月31日(水) 予定**

契約の締結は、選定された受託候補者と市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により行います。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことにご留意ください。受託候補者との協議が不調となった場合には、次点候補者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとします。

6. 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、次の内容に留意し記載してください。

- ① 本業務を実施する上での基本的な考え方
- ② 実施概要(調査方法、分析方法、会議や意見公募手続きにおける支援内容)
- ③ 業務実施のスケジュール(担当課との打合せも含みます。)
- ④ 本業務の実施体制(担当、人員の配置予定など。意見を求める有識者があればその氏名、略歴を含めてください。)
- ⑤ 国・地方自治体等における同種業務の実績の本業務への活用方策
- ⑥ 人件費、消耗品費、機器調達費等(パソコン、プリンター、コピー機等)本事業の履行に必要な経費は、見積額に含めてください。
- ⑦ A4 版両面刷り(長辺綴じ)14ページ以内で作成してください。
- ⑧ 文字サイズは、11ポイント以上で作成してください。
- ⑨ その他、本業務の目的を踏まえて、仕様書等に記載している事項に付加して提案することがある場合は、その内容を記載してください。
- ⑩ 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

(2) その他

- ① 企画提案書提出後の追加および修正は、原則認めません。

- ② 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とします。
- ③ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、受託先に選定された者の提出書類に係る著作権等は本市に帰属するものとします。

7. 企画提案書等応募書類

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 業務実施体制（様式3）
- (3) 見積書（様式4-1、様式4-2）

8. 実施スケジュール（イメージ）

	8	9	10	11	12	1	2	3
計画内容検討								
データ入力・分析								
第1回委員会								
報告書とりまとめ								
パブリックコメント								
報告書とりまとめ								
第2回委員会								
報告書とりまとめ								
事務的調整								
納品								

9. 留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- (2) プレゼンテーションについては、諸般の事情により中止させていただく場合があり、書類審査のみとすることがあります。その場合は、改めて連絡します。
- (3) 母子保健計画に策定に関連し、本市から提供した資料は委託業務終了後速やかに本市へ返却するようにしてください。
- (4) 支払については、年度末の完了検査終了後とします。

10. 事務局

本巢市役所 健康福祉部 健康増進課（本巢保健センター）

住 所 〒501-1292 本巢市文殊324番地

電 話 0581-34-5028 FAX 0581-34-5038

e-mail motosu-hc@city.motosu.lg.jp

